

## 第2章 横須賀市の現状と課題

### 1 人口の推移

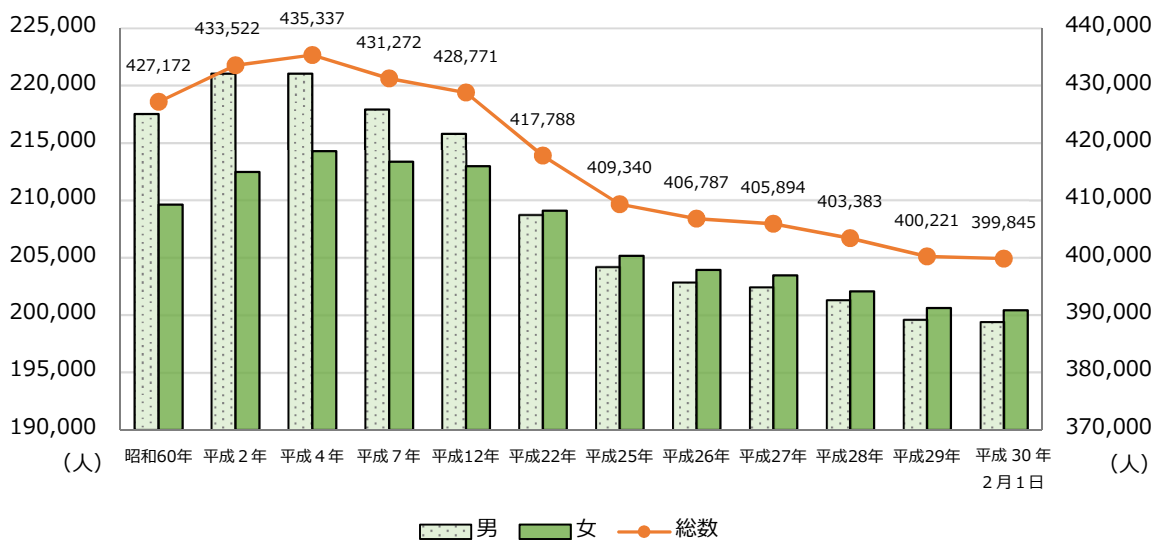
横須賀市の人口は、平成29年12月末現在の推計人口では40万221人となっており、第4次男女共同参画プランを策定した平成25年時に比べて約9千人の減となっています。

さらに人口は減少しており、平成30年2月には40万人を下回り、39万9,845人となりました。

年齢別の人口構成比では、15歳未満の年少人口割合が年々減少し、平成25年時には12.1%であったのに対し平成28年時では11.5%になりました。

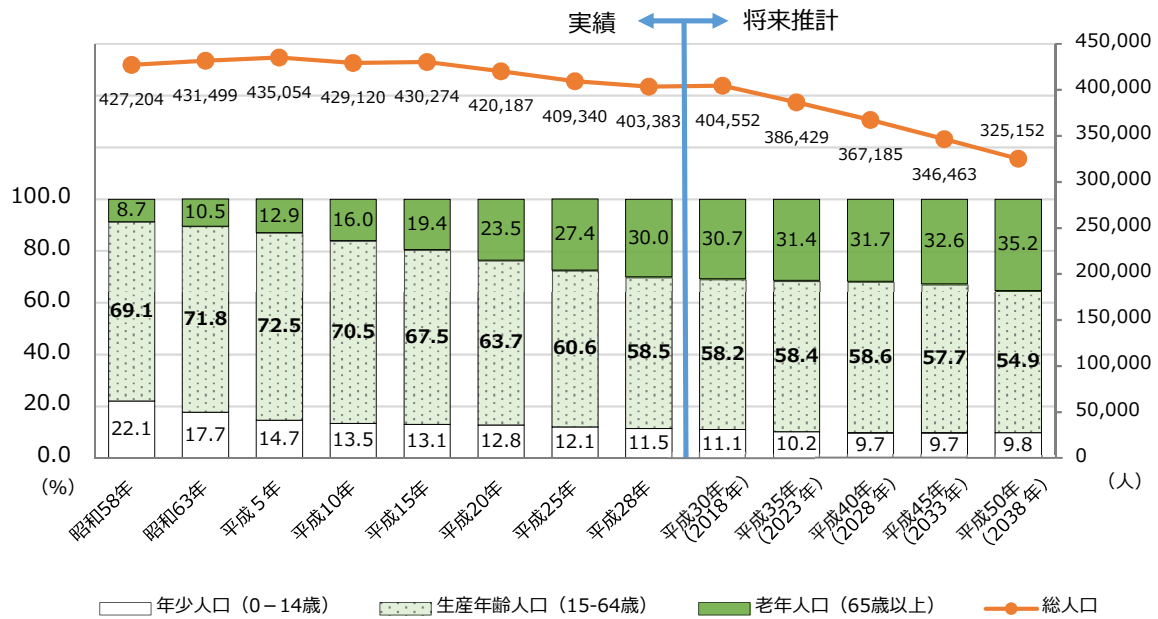
一方、65歳以上の老年人口割合は27.4%から30.0%へと増加しており、少子高齢化が進んでいます。平成29年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は30.5%で県内でも上位となっており、今後も増加することが予測されます。

図表-1 横須賀市の人口推移



資料：「横須賀市統計書（各年12月末推計）」をもとに作成

図表-2 横須賀市の年齢3区分別構成比の推移



資料：「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」をもとに作成

図表-3 県内市の老年人口（65歳以上）割合

(平成29年1月1日現在)

順位	市名	割合 (%)	順位	市名	割合 (%)
1	三浦市	37.0	11	伊勢原市	25.0
2	逗子市	31.6	12	相模原市	24.9
3	鎌倉市	31.1	13	座間市	24.4
4	<b>横須賀市</b>	<b>30.5</b>	14	海老名市	24.1
4	南足柄市	30.5	15	横浜市	24.0
6	小田原市	28.7	16	厚木市	23.9
7	秦野市	27.7	16	藤沢市	23.9
8	平塚市	26.8	18	大和市	23.6
9	綾瀬市	26.7	19	川崎市	19.8
10	茅ヶ崎市	25.6			

※参考 神奈川県 24.5%

資料：神奈川県「年齢別人口統計調査」をもとに作成

## 2 男女共同参画をめぐる状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

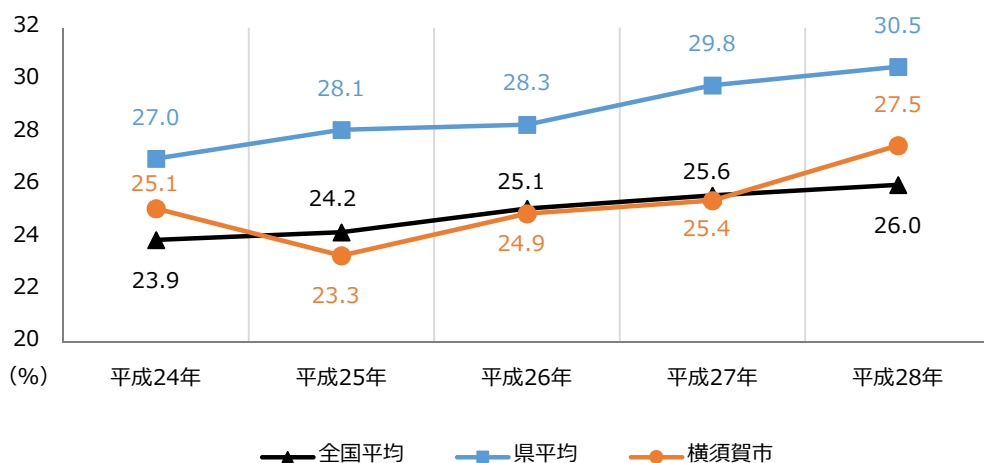
条例の基本理念に、誰もがあらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する機会を確保されることが掲げられています。

本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等<sup>※</sup>における女性委員の割合を30%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。平成28年8月現在の女性委員は27.5%と目標値には達していないものの、割合は着実に増えています。しかし、地域社会の基盤である町内会・自治会においては、実際の地域活動では多くの女性が活躍しているという状況はあるものの、方針決定をする会長における平成28年時の女性割合は6.8%と、依然として低い数値となっています。

平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」）で「意思決定の場で男女は対等に活躍していない」と答えた人は63.8%であり、女性の意見が十分に反映されるよう、政策・方針決定過程における女性の参画促進が必要です。

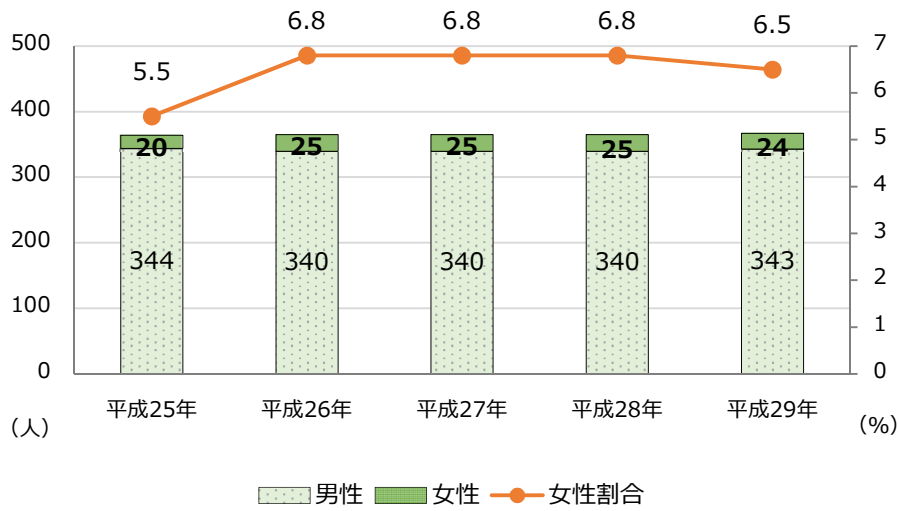
※審議会等とは…地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置する附属機関と本市の要綱に基づき設置する懇話会等（本市職員のみで構成するものは除く。）をいいます。

図表-4 市区町村の審議会等における女性割合



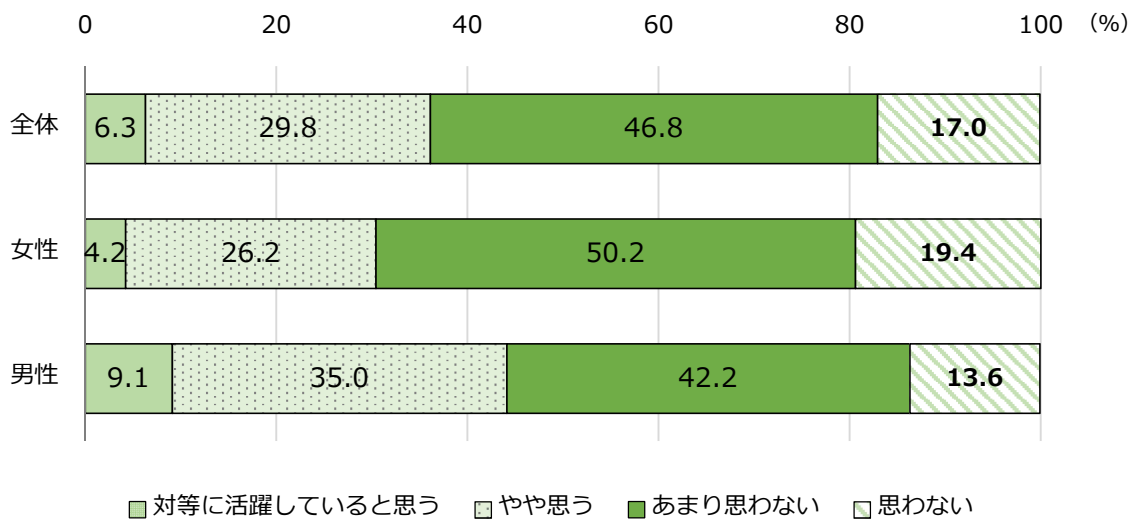
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表-5 横須賀市の町内会長・自治会長における女性割合



資料：市民部地域コミュニティ支援課

図表-6 重要な意思決定の場における男女平等感



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

## (2) 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進

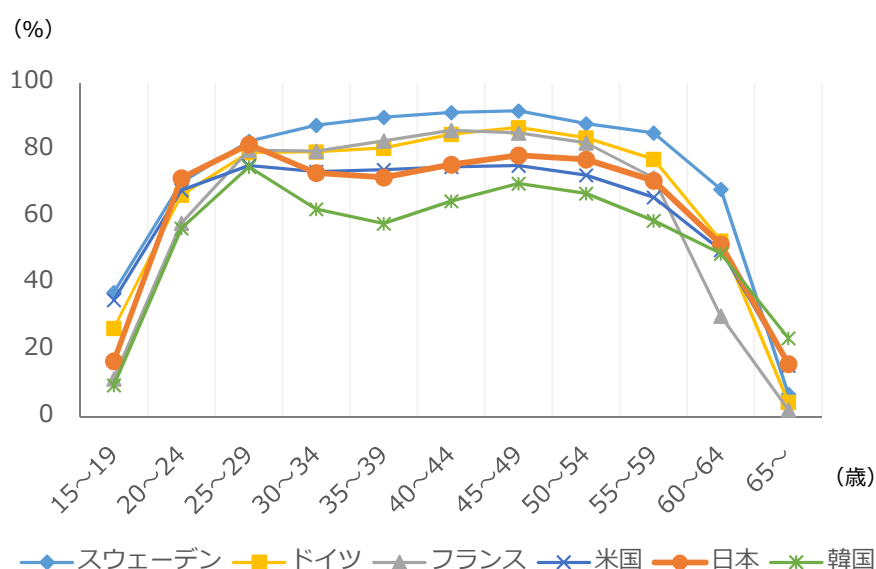
本市の人口は年々減少しており、高齢化率は平成30年（2018年）に30.7%、平成50年（2038年）には35.2%まで上昇すると予測されています。一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は減り続けているため、女性や高齢者などが経済活動や地域活動に参画することが重要な課題となってきます。また、日本の女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代で再び上昇し、高齢になるにつれてなだらかに下降するM字カーブ\*が見られます。M字カーブは欧米諸国では見られませんが、日本では依然として結婚や出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことを表しています。

市民アンケート調査で女性の働き方についての質問に対し、「子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く」が最も多く選ばれました。「ずっと働く」の回答割合は45.2%であり、その中でも「勤務条件等を変えない」よりも「結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす」という柔軟性のある働き方の方が多く選択されています。

また、男女共同参画社会\*を実現するために行政に望むこととして最も多かったのが「事業所に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」が37.5%でした。少子化と高齢化が同時に進む中、親の介護と子育てを同時にしなければいけないダブルケア\*の増加も見込まれ、今後はより一層、ワーク・ライフ・バランスの推進が欠かせない要素になってきます。

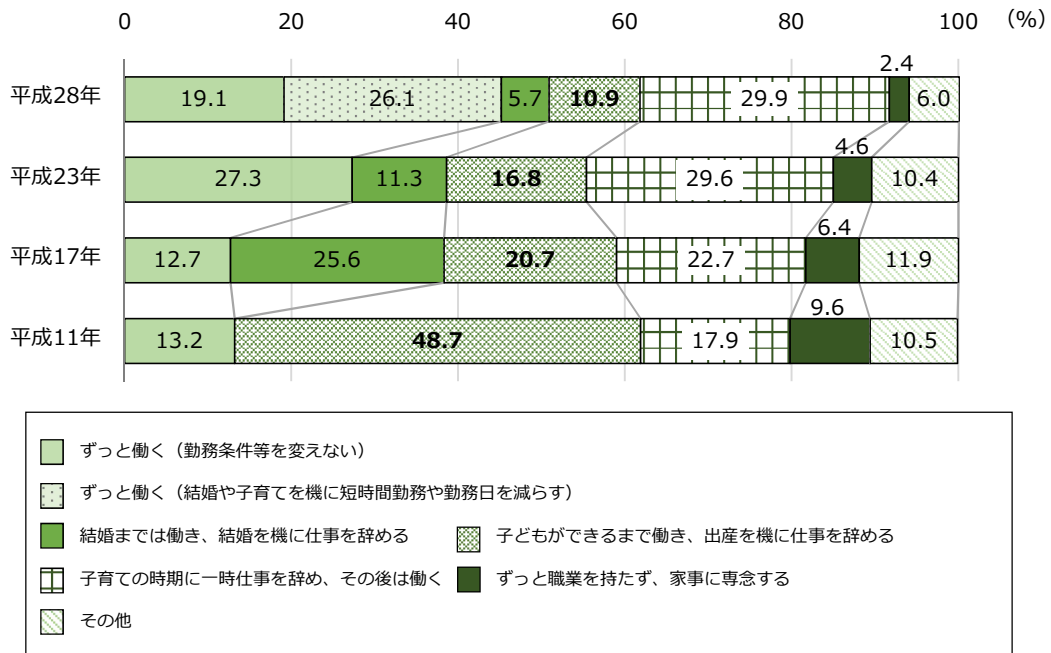
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児休業制度の利用促進や男性中心型労働慣行の見直しなどによる意識改革が必要です。多様な働き方を選択できることだけでなく、特に男性の家事・育児・介護等の参画への取り組みを推進していく必要があります。

図表-7 女性の年齢階級別労働力率の国際比較



資料：内閣府「平成29年版男女共同参画白書」

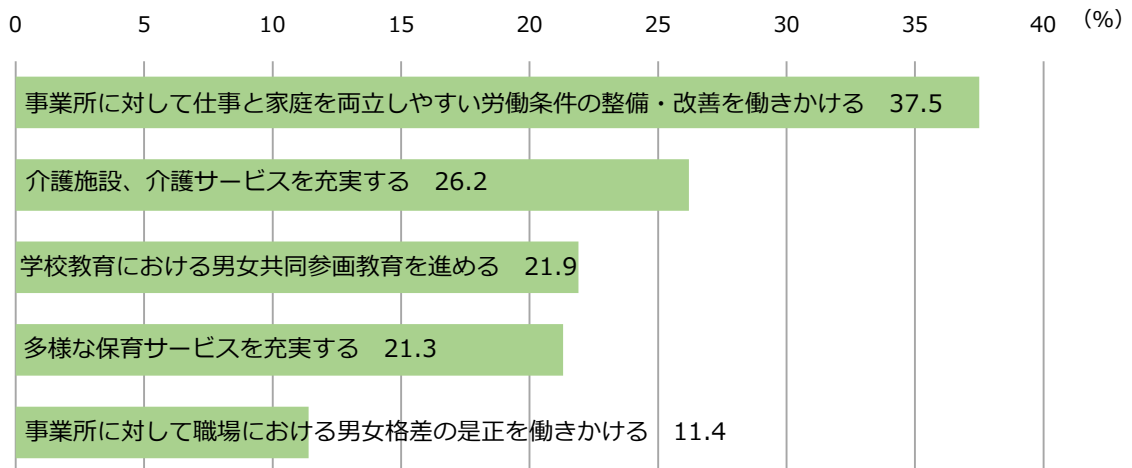
図表-8 女性が職業をもつことに対する意識の変化



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-9 男女共同参画社会のために行政に望むこと

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

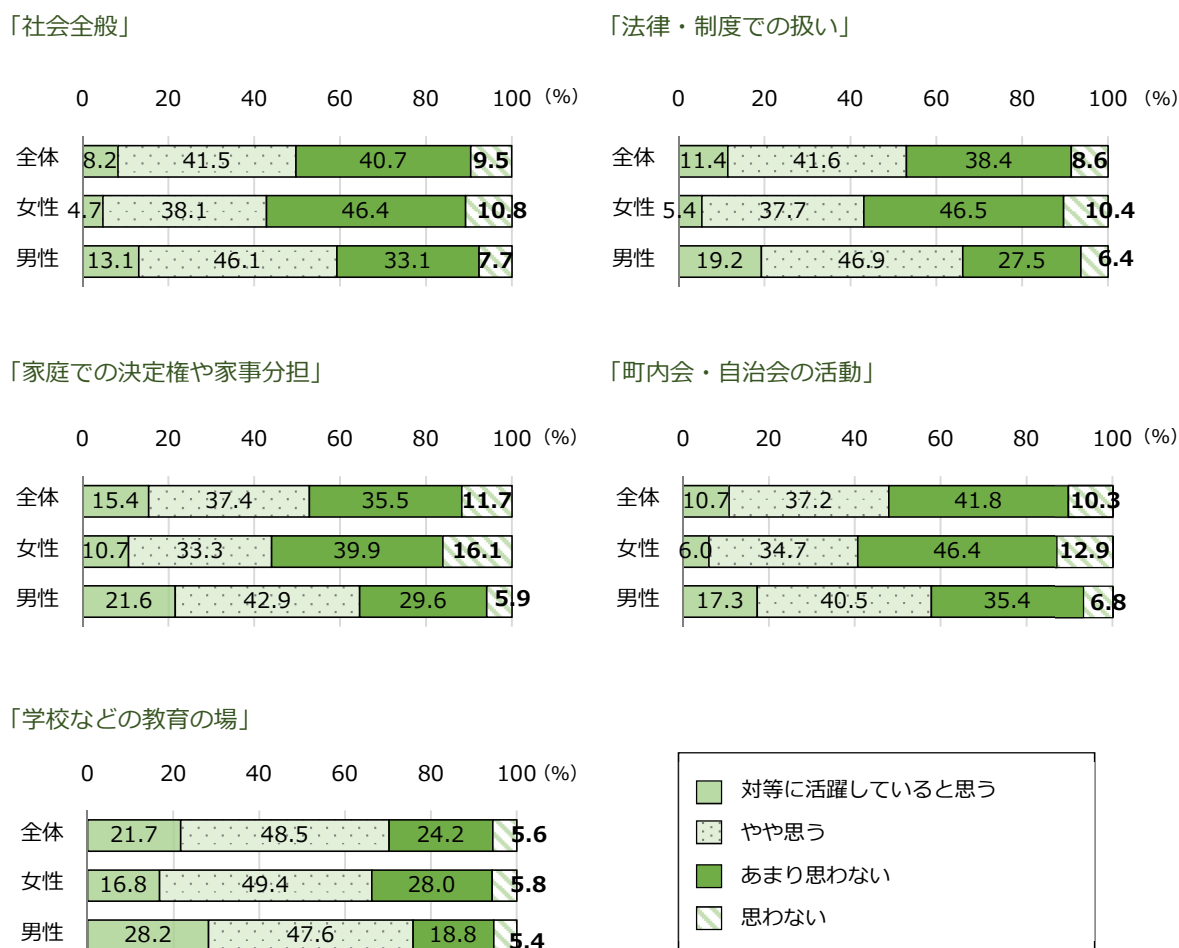
### (3) 暮らしやすい社会の意識づくり、誰も孤立させない社会に向けた支援

本市は、男女共同参画への意識啓発や普及のため、講座の開催や男女共同参画広報紙の発行などの事業に取り組んできました。

しかし、市民アンケート調査では、各場面での男女平等感について、「学校などの教育の場」を除き「社会全般」「法律・制度」「家庭での決定権や家事分担」「町内会・自治会活動」などにおいては、約半数が対等に活躍していない、あるいは男女共同参画が進んでいないと感じています。「男は仕事、女は家庭」という考え方について否定する人は65.8%と、平成23年度調査時よりは増えたものの、依然として「男女間における不平等感」や「固定的な性別役割分担\*意識」が根強く残っていることが分かります。

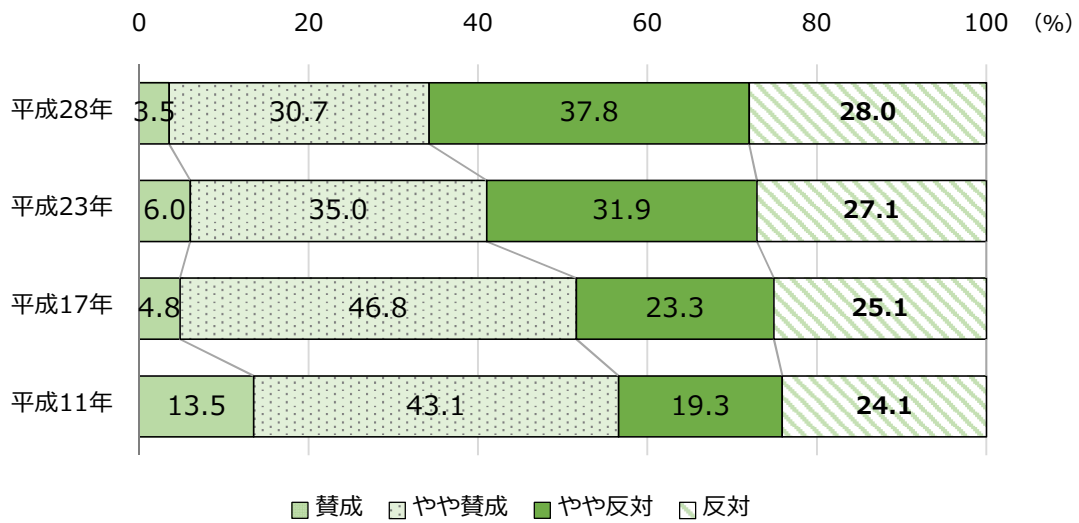
また、誰もが個人として尊重され、自由に生き方を選択できる社会づくりのためには、人権を尊重し多様性を認め合うことが重要です。その中でも、性別による違いで不利益が生じないよう、女性のための相談を充実するとともに、性的マイノリティ\*への理解促進と支援に取り組み、多様な性を尊重する社会の実現を目指す必要があります。

図表-10 各場面における男女平等感



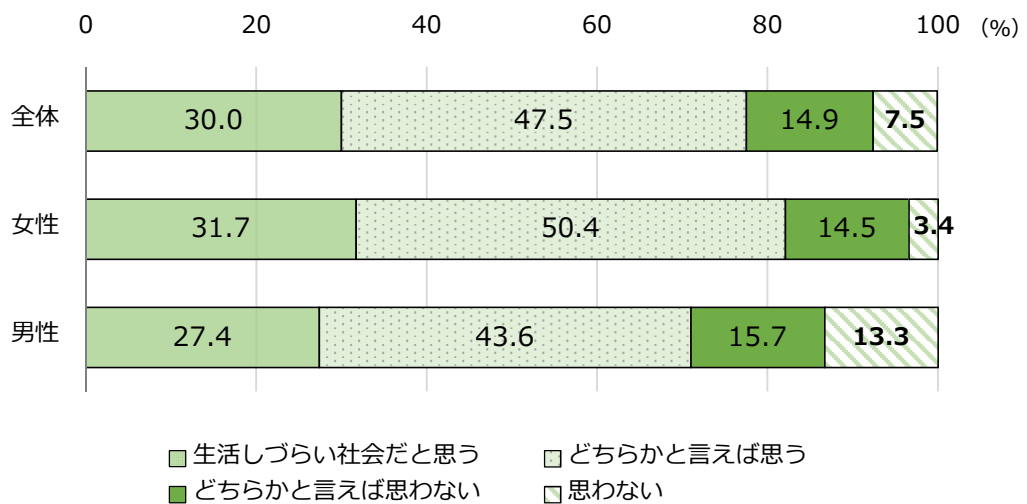
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-11 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-12 性的マイノリティにとって生活しづらい社会か



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）



#### (4) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育てや介護における孤独感やワーク・ライフ・バランスのための整備が十分でないことなどの課題があります。

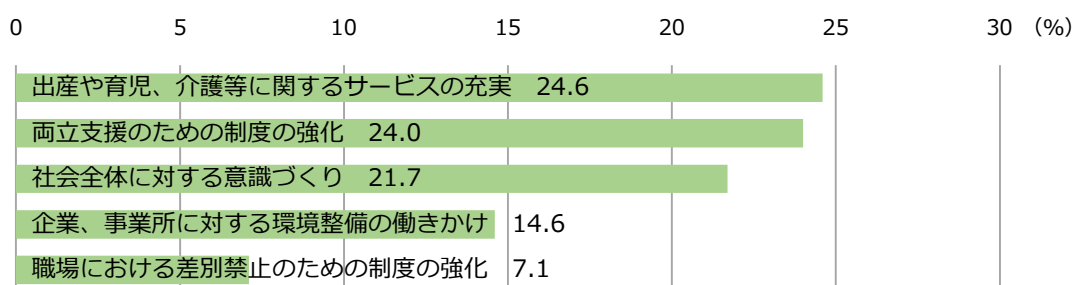
市民アンケート調査でも、ワーク・ライフ・バランスのための重要な行政の取り組みとして「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が24.6%と最も多く選ばれており、また女性が長く働き続けるためには「保育サービスの整備の充実」が重要であると49.4%の人が答えています。

ひとり親家庭では、子育てや経済面における不安など生活の中で多くの課題を抱える傾向にあります。ひとり親家庭が子育てをしながら経済的に自立できるよう支援の充実を図る必要があります。

また、市民にとって最も身近な場である地域や学校における男女共同参画の視点を踏まえた取り組みは重要であり、その基盤となる意識の醸成をさらに進めていく必要があります。

図表-13 ワーク・ライフ・バランスのために重要だと思う行政の取り組み

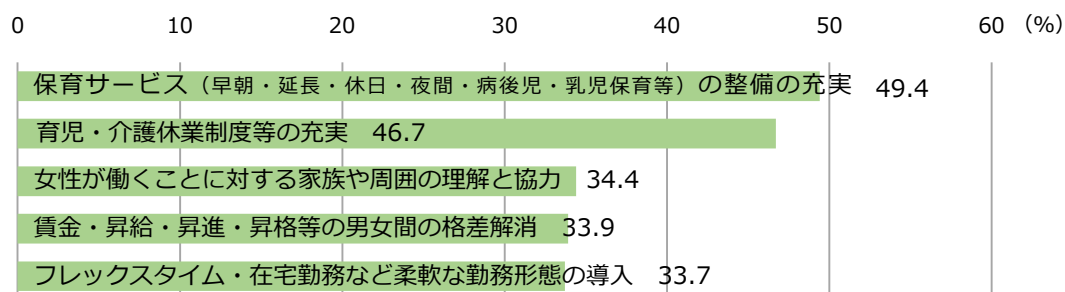
※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

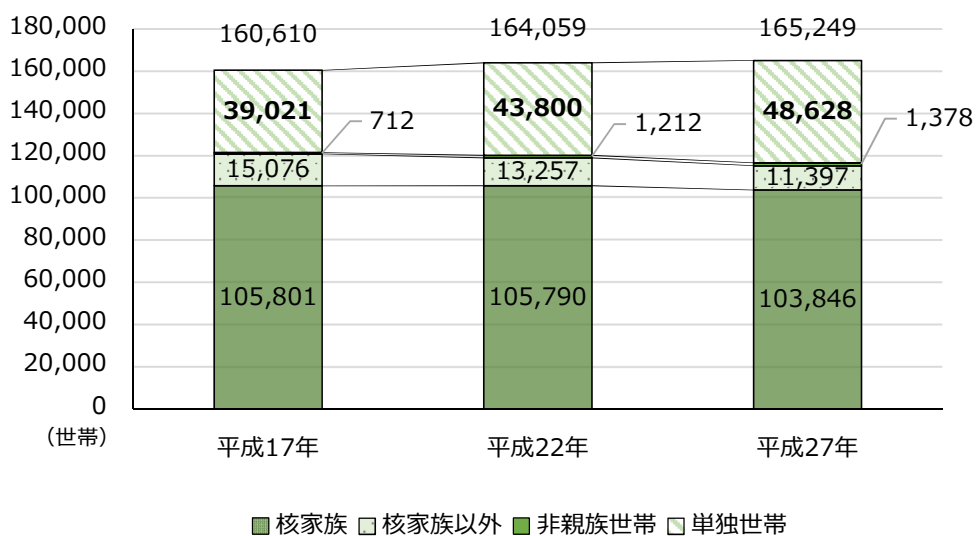
図表-14 女性が長く働き続けるために重要なこと

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



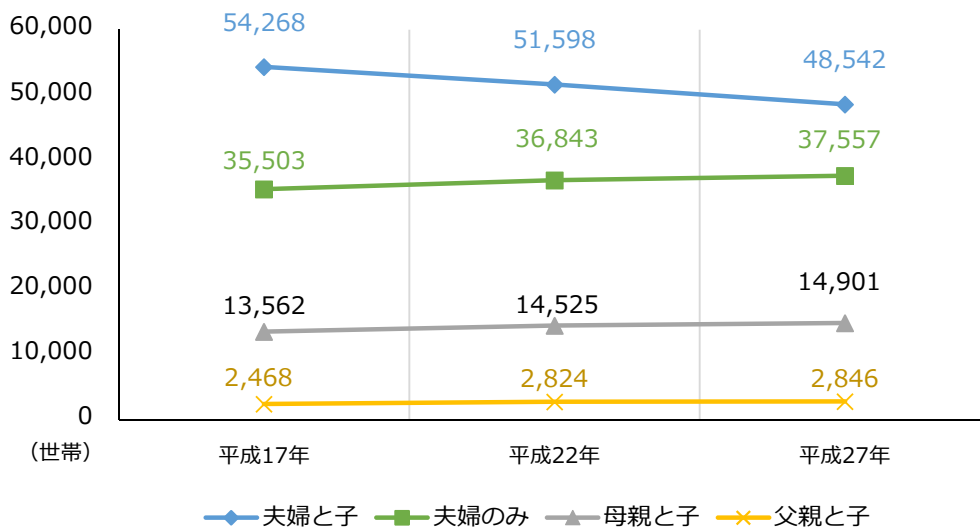
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-15 横須賀市の世帯状況



資料：「国勢調査」をもとに作成

図表-16 横須賀市の核家族世帯の内訳



資料：「国勢調査」をもとに作成

## (5) DV等を根絶する環境づくり

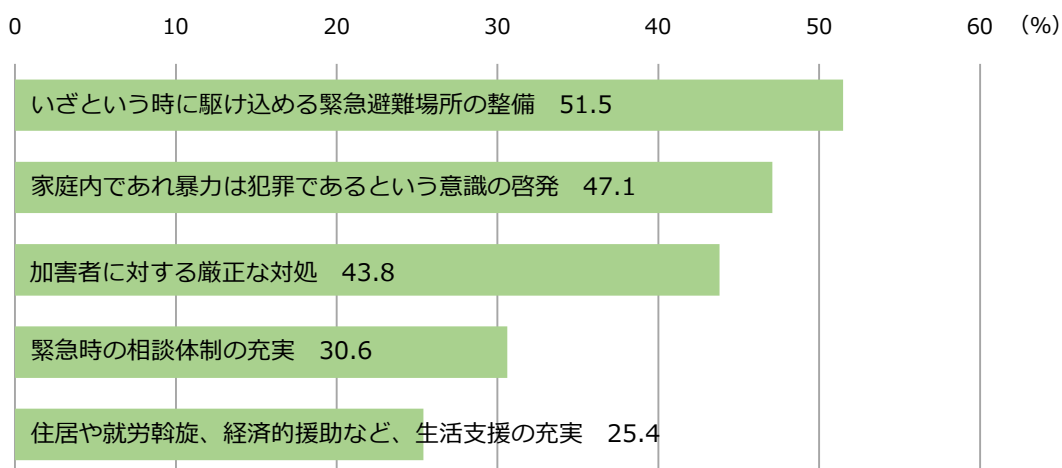
ドメスティック・バイオレンス（DV）\*は家庭内において発生することが多いため、発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。

市民アンケート調査で、DV防止対策や被害者への支援策として重要なことを聞いたところ「緊急避難場所の整備」や「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発」が多く選ばれており、またDVについての相談機関を18.1%の市民が「知らない」と答えています。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や相談体制の充実が必要となっています。

DVは重大な人権侵害であり、性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。DV防止法の対象外である交際相手・親・きょうだいなどの身近な者からの暴力に対しても引き続き対応していくとともに、子どもや若い世代に対してもDVについての啓発を進めていく必要があります。

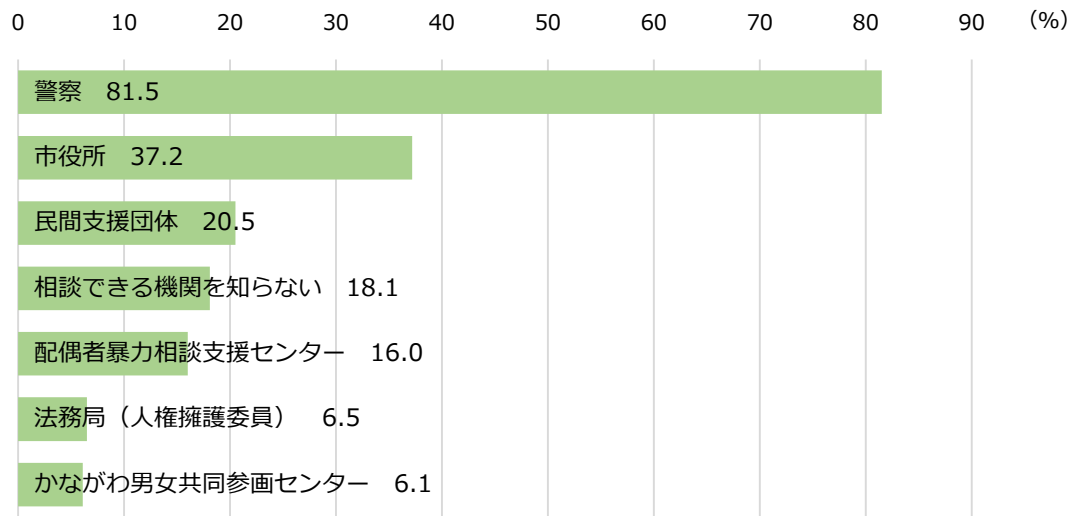
図表-17 DV防止対策として重要だと思う取り組み

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-18 DVの相談機関として知っているところ



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）